

第1章 計画の策定について

〔1〕 計画策定の目的と背景

北見市は、それぞれの旧市町が長い歴史を持ち、地域文化を形成し歩んできましたが、合併後5年を経て、今後はそれらを継承し、地域の特性を活かしながら互いに融和を図り、市民が一体となって新たな歴史と文化を創造して行くことを目指しています。

近年、少子高齢化、高度情報化、グローバル化が急速に進む中で、社会保障、医療問題、環境問題、雇用不安や経済格差などの深刻な社会問題が生じています。

教育分野においても、人間関係の希薄化により、地域コミュニティ機能や家庭の教育力が低下している傾向にあります。

国では、社会状況の急激な変化に対応し、教育改革に取り組み、平成18年には『教育基本法』の改定が行われました。その中で「生涯学習の理念」が明示され、さらに「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という新たな項目が加わりました。

こうした中で、本市でも時代の変化に対応した新たな社会教育の展望と目標を掲げ、新北見市社会教育計画を策定しました。

〔2〕 北見市の社会教育の状況

社会教育において、学校・地域・社会教育関係団体などとの連携の重要性が増すなかで、本市では、各施設の機能や職員の専門性を活かし、市民の学習要求に応えるため、学習環境の充実に努めています。

また社会教育関係団体、NPO（非営利団体）などとの連携のもと、創造性を育む芸術・文化の振興や、健康で豊かな生活を目指したスポーツ活動などの充実に努めています。

さらに、市民すべての願いであります、青少年の豊かな心を育むために、多様な体験活動や交流事業の充実に努めるとともに、地域全体で守り育てる環境づくりの推進に向けて取り組んでいます。

第2章 計画の基本的な考え方

〔1〕 計画の期間と位置づけ

本計画は、平成23年度から平成27年度までの間に北見市教育委員会が社会教育行政を進める上での基本方針と施策内容を示したものです。

本市では、まちづくりの基本計画として「北見市総合計画」（平成21年3月）が策定され、その個別計画として「北見市生涯学習推進基本計画」（平成21年3月）を策定しています。

本計画は、「北見市総合計画」や「北見市生涯学習推進基本計画」で示された考え方や施策を反映させています。

また、総合的で客観性のある計画とするため、国の「教育振興基本計画」（平成20年7月）や「北海道教育推進計画」（平成20年3月）も参考にしています。

〔2〕 計画の目標

計画の推進にあたっては、各施策の実施状況や効果・課題等について点検・評価を行い、その結果を次の施策の展開に反映させることが必要です。

本計画の策定にあたっては、基本方針ごとに「北見市総合計画」及び「北見市生涯学習推進基本計画」の内容に準じた目標を設定しました。

目標の現状値は平成21年度とし、目標値は計画最終年度の平成27年度としています。

〔3〕 計画の推進目標

オホーツクブルーの空の下^{もと}、共に学び・育み・高めあおう

この推進目標は、北見の澄みきった青い空をイメージしたオホーツクブルーの空の下で、市民が共に学び、市民みんなで育み、市民の主体的な学習活動の向上をめざして決めました。

〔4〕 計画の体系

計画の体系として、推進区分を5つに分け、その区分の中で具体的な施策内容を示しておりますが、事業名はその主なものを記載しています。

I 自ら学び成果を活かす社会教育活動の推進

1. 学習機会の充実

II 学校・家庭・地域が連携し

子どもを育てる環境づくりの推進

1. 家庭教育の推進
2. 青少年の健全育成の推進

III 健康づくりと競技力向上や

地域に根ざしたスポーツ活動の推進

1. スポーツ活動の推進

IV 歴史と風土に根ざし

次世代につなげる地域文化活動の推進

1. 芸術・文化活動の推進
2. 歴史と自然の保護活動の推進

V 社会教育を充実させる学習環境づくりの推進

1. 社会教育施設の充実
2. 社会教育推進体制の整備

〔 5 〕 計画の体系図

推進目標「オホーツクブルーの空の下、共に学び・育み・高めあおう」

推進区分	基本方針	施策内容
I 自ら学び成果を活かす 社会教育活動の推進	1. 学習機会の充実	(1)豊かな人生を創造する学習機会の提供 (2)社会活動や地域づくりへの啓発と学習活動の支援 (3)現代的課題に対応した学習機会の提供 (4)市民の自主的活動の奨励 (5)社会教育施設の機能を活かした学習活動への支援 (6)ノーマライゼーションに関する学習機会の充実 (7)リカレント教育の充実 (8)図書館サービスの充実 (9)高齢者教育の推進
II 学校・家庭・地域が連携し 子どもを育てる 環境づくりの推進	1. 家庭教育の推進	(1)子育てに関する学習活動の支援 (2)親子関係を豊かにする学習機会の充実
	2. 青少年の健全育成の推進	(1)豊かな体験学習機会の提供 (2)放課後の居場所づくりの推進 (3)異年齢交流やボランティア活動への参加奨励 (4)地域ぐるみで青少年を育成する体制づくりの推進 (5)子どもたちが安心して生活できる環境の整備
III 健康づくりと競技力向上や 地域に根ざした スポーツ活動の推進	1. スポーツ活動の推進	(1)各種スポーツ活動の普及及び支援 (2)地域の特色を活かしたスポーツ大会への支援 (3)スポーツ振興と地域の活性化を目指す事業の推進 (4)各種スポーツ競技大会への参加支援
IV 歴史と風土に根ざし 次世代につなげる 地域文化活動の推進	1. 芸術・文化活動の推進	(1)市民の豊かな創作表現活動の推進 (2)発表機会の充実 (3)感性を高める芸術鑑賞機会の充実 (4)地域の伝統文化の継承
	2. 歴史と自然の保護活動の推進	(1)郷土資料の収集、保存、展示活動の推進 (2)文化財の調査、研究、保護の推進 (3)遺跡の保護維持活動の推進 (4)世界文化遺産登録活動の推進 (5)自然保護学習の推進 (6)天然記念物等の調査・保護活動の推進
V 社会教育を充実させる 学習環境づくりの推進	1. 社会教育施設の充実	(1)社会教育施設的环境整備 (2)社会教育施設の管理運営体制の充実 (3)社会教育施設機能の充実
	2. 社会教育推進体制の整備	(1)委員会、審議会等の活動充実 (2)資質向上をめざす職員研修機会の充実 (3)社会教育施設間ネットワークの推進 (4)社会教育指導者の育成と活用 (5)各種社会教育ボランティア活動の支援